

共通 1

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稲（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 haにつき1,243千円 ただし、100ha未満の場合は2,209千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき563千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量 1 トンにつき625千円 麦にあつては計画処理量 1 トンにつき610千円
農産物処理加工施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき6,143千円
農産物処理加工施設 （茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量 1 トンにつき2,088千円
集出荷貯蔵施設 （りんご）		計画処理量 1 トンにつき525千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 （なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき373千円
集出荷貯蔵施設 （かんきつ）		計画処理量 1 トンにつき236千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき90千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設 （野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき336千円、 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理量 1 トンにつき760千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	8,833千円/ha
	防風施設	57,918千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	51千円/m <sup>2</sup>
	ほ場内地下水水位制御システム	3,917千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 トンにつき3,979千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 万個につき11,438千円
種子種苗生産関連施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき1,385千円
種子種苗生産関連施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	44千円/m <sup>2</sup>
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき664千円

(注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施工管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

共通2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表1及び2のIIの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</li> <li>（a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</li> <li>（b）事業の実施に向けて、事業実施主体又は取組主体の体制・規模が整備されていること。</li> <li>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。</li> <li>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</li> </ul>
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。</li> <li>・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。</li> </ul>
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物、土地利用型作物の種子（子実用とうもろこしの種子を除く。以下この表において同じ。）並びに地域特産物に係る施設とする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。</li> </ul>
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。</li> <li>・整備に当たっては、大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）及びストックセンターを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> <li>・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。</li> </ul>
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん施設	

処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。</li> </ul>
ストックセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。</li> <li>・別記1別紙1のIの第3の1の(1)の事業実施計画及び別記2第10の4の(1)の取組主体事業計画書の添付資料として、安定供給計画を添付すること。</li> </ul>
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</li> <li>・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。</li> <li>原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。</li> <li>また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</li> <li>・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できるとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。</li> <li>なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</li> <li>・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。</li> <li>・都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> <li>・施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。</li> </ul>
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</li> </ul>

	<p>・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。</p> <p>・茶の加工施設を民間事業者（収益性向上対策における食品事業者を含む。）が整備する場合については、民間事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援の取組を実施する民間事業者並びに収益性向上対策において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画（以下同じ。）に取り組む者（当該計画の認定を受けた食品事業者又は当該計画において連携体制に位置付けられた食品事業者）においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとする。この場合にあつては、産地との連携を図るとともに、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。</p>
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<p>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</p> <p>・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合並びに輸出拡大を図るためにこれらの施設を整備する場合（ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援の取組に限る。）は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</p> <p>・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集</p>

	<p>出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・花き集出荷専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。</li> <li>・都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> <li>・施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。</li> </ul>
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</li> </ul>
予冷施設	
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</li> <li>・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール、パイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。</li> </ul>
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</li> </ul>
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。</li> </ul>
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。</li> <li>・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。</li> <li>・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。        なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。</li> <li>(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。</li> <li>(b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。</li> <li>(c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。</li> <li>(d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体又は取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。</li> </ul>
農産物取引斡旋施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。</li> <li>(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>i 茶……………1,000ha</li> <li>ii こんにゃく……………600ha</li> </ul> </li> </ul>
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。</li> </ul>
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合に整備することができる。</li> </ul>
ストックセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。</li> <li>・別記1別紙1のIの第3の1の(1)の事業実施計画及び別記2第10の4の(1)の取組主体事業計画書の添付資料として、安定供給計画を添付すること。</li> </ul>

附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 ・環境保全型農業を実施する場合にあつては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病害虫防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	

生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。</li> <li>・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。</li> <li>・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。</li> </ul>
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な新技術の実証に必要な栽培施設等とする。</li> <li>・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。</li> </ul> <p>また、技術実証に取り組み品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。</p>
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。</li> </ul> <p>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。</li> <li>・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、ヒートポンプ、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。</li> <li>・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。</li> <li>・事業実施主体又は取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範</li> </ul>

	<p>困を明確にするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあつては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</li> <li>・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な整備とすること。</li> </ul>
<p>高度環境制御栽培施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。</li> <li>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあつては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。（ただし、太陽光利用型は農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。）</li> <li>・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。</li> <li>・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。</li> </ul> <p>空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。</li> <li>・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（令和2年12月改訂農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</li> <li>・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。</li> </ul> <p>特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的</p>

	<p>に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な整備とすること。</li> </ul>
<p>高度技術導入施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。</li> <li>・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</li> <li>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう。）の供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</li> <li>・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</li> <li>・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。</li> </ul>
<p>栽培管理支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。</li> <li>・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きよ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。</li> </ul>
株分施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いぐさに限る。</li> </ul>
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。</li> </ul>
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	
有機物処理・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等の製造に必要な施設とする。</li> <li>・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。</li> </ul>
堆肥等生産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。</li> <li>・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</li> <li>・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。</li> <li>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</li> </ul>

	<p>(b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</p>
堆肥流通施設	<p>・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。</p>
堆肥発酵熟等利用施設	<p>・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。</p>
地域資源肥料化处理施設	<p>・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。</p> <p>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(a) 製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</p>
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	<p>・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。</p>
農業廃棄物処理施設	
農業廃液処理施設	<p>・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。</p>
附帯施設	

共通3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ha	<p>・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。</p> <p>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。</p> <p>なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。</p> <p>（a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ha以上に団地化されることが確実であること。</p> <p>（b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</p>
	麦	北海道：60ha 都府県：30ha	
	豆類		
	大豆	20ha	
	雑豆 落花生	北海道：25ha 都府県：10ha	
	子実用とうもろこ	5ha	・原則として、受益地区の水田面

	し		積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。	
	稲	種子生産ほ場の面積が25ha		
	麦	種子生産ほ場の面積が15ha		
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ha		
畑作物・地域特産物	いも類	ばれいしょ	北海道：50ha (ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、50ヘクタールを乗じた面積)  都府県：25ha (ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25haを乗じた面積)	
		かんしょ	25ha (ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25ヘクタールを乗じた面積)	
		ばれいしょ	北海道：25ha 都府県：10ha	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	茶	10ha ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。		
	てん菜	50ha ただし、事業実施地区が指定		

		地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび	10ha ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ha ただし、種苗用については30ha	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5ha	
	ハトムギ	10ha ただし、1ha以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50%以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ha	
	染料作物	5ha	
	その他地域特産物	2ha ただし、菌類栽培施設、菌床製造施設を整備する場合は、延べ床面積とする。	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ha以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ha以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ha以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ha、落葉果樹で50haとする。 なお、都市近郊地域（農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統	

		計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合2haとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5ha ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ha、落葉果樹で50haとする。 なお、都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	上記以外の果樹	3ha 都市近郊地域において事業を実施する場合3,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
野菜	露地野菜	10ha 都市近郊地域において事業を実施する場合2haとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	5ha 都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートル	

		ルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	5 ha 都市近郊地域において事業を実施する場合2 haとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	3 ha 都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

イ 別記2別紙1のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ha ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。</li> <li>(a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ha以上に団地化されることが確実であること。</li> <li>(b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業</li> </ul>
	豆類		
	大豆	10ha ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込	

		まれること。	を3ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ha 都府県：10ha	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	2ha	
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ha	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ha 都府県：10ha	
		北海道：10ha 都府県：5ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ha	
		5ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ha	
	てん菜	20ha ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにやく ホップ	5ha	
染料作物	3ha		
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ha	

	で露地栽培のもの		
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5 ha	
	上記以外の果樹	3 ha	
野菜	露地野菜	5 ha	
	施設野菜	3 ha	
花き	露地花き	3 ha	
	施設花き	2 ha	

ウ イの中山間地域等において、交付等要綱別表2のIの1（1）に掲げる生産支援事業の対象となる取組のみを実施する場合は、5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上であることとする。

エ 交付等要綱別記2の別紙1のIの1（7）のイに規定する優先枠において、産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上であることとする。

オ 別記2別紙1のII（10）アに規定する推進枠において、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

カ 稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあつては、高収益作物等の面積要件を上記規模の1/2とすることができるものとする。

キ 複合品目にかかる取組の場合にあつては、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

ク 野菜、花き及び果樹の取組において、種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体又は取組主体は、次に掲げる①から⑬までの施設等の導入を行う場合においては、イからエまでに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農産物被害防止施設
- ⑨ 農業廃棄物処理施設
- ⑩ 生産技術高度化施設
- ⑪ 種子種苗生産関連施設
- ⑫ 有機物処理・利用施設
- ⑬ 農業機械

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）までの当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、新市場獲得対策のうちの新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援の取組において、推進事業と整備事業を同時に実施する場合において、当該推進事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、推進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

また、収益性向上対策において効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業を同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合又は生産基盤強化対策において基金事業（生産技術の継承・普及に向けた取組）と整備事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業又は基金事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業又は基金事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

(ア) 育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

(イ) 乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

(ウ) 農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果

（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見込むことができるものとする。）

(エ) 集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

- (オ) 産地管理施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋被害防止生産安定効果＋その他の効果
- (カ) 用土等供給施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (キ) 農産物被害防止施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋被害防止生産安定効果＋その他の効果
- (ク) 農業廃棄物処理施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (ケ) 生産技術高度化施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (コ) 種子種苗生産関連施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (サ) 有機物処理・利用施設
- i 耕畜連携部門  
年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋地域生活環境改善効果＋廃棄物処理費節減効果＋その他の効果
  - ii 耕種部門  
年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋廃棄物処理費節減効果＋その他の効果
- (シ) 農業機械  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

#### イ 各効果の算定方法

- (ア) 生産コスト節減効果  
生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。  
この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝（事業実施前の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））×生産規模拡大率－（事業実施後の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））
- a 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）  
なお、この場合における「事業実施前の処理及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。  
また、処理単価と輸送単価が区分できない場合には、合計単価を処理単位欄に書くものとする。  
年効果額＝事業実施前の処理及び輸送単価×事業実施前の処理量×生産規模拡大率－事業実施後の処理コスト単価×事業実施後の処理量
  - b 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）  
年効果額＝事業実施により使用量を減少させる資材の節減額－事業実施により使用量を増加させる資材の増加額
  - c 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。  
年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額
  - d 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。  
年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額
  - e 営農の作業の一部を担う施設ではなく、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導

入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。  
この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施後の生産量×（事業実施後の販売単価－事業実施前の販売単価）

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における品質向上効果についても算定するものとする。
- b 農産物処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、この場合、以下において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。
- (a) 農産物を処理加工する場合  
年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前出荷量×事業実施前平均販売単価
- (b) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合  
年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販売量×事業実施前加工品販売単価
- c 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算出するものとする。

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。  
この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施前販売単価×（計画生産量－事業実施前生産量）×所得率－生産コスト節減効果との重複額

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における生産力増加効果についても算定するものとする。
- b 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算出するものとする。

(エ) 物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することによって流通費用が節減される効果である。  
この効果額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

- a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。  
年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費）
- b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。  
年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

(オ) 副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果である。  
この効果額は、副産物の販売総額の年増減額等として算定するものとする。  
年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

(カ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。  
年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

(キ) 被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果である。

この効果額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額として算定するものとする。（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）

- a 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果である。

農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

b 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果である。

農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定できるものとする。

(ケ) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業における収益の増加する効果である。

当該施設の整備に伴い、関連する産業における増益となる額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

(コ) 有機物生産量増加効果

有機物生産量増加効果は、施設等の導入により有機物の生産量が増加することに伴って、有機物の販売及び施用が増加する効果である。

この効果額は、増加した有機物生産量に販売単価を乗じ、有機物の製造に係る事業実施後の費用の差を引いた年増加額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施後有機物製造量－事業実施前有機物製造量）×地域内販売単価－（事業実施後維持管理費－事業実施前維持管理費）

(カ) 廃棄物処理費節減効果

廃棄物処理費節減効果は、生ゴミ、堆肥や食品産業等からの有機性廃棄物の飼料化により自治体や食品会社の廃棄物処理経費が削減される効果である。

この効果額は、当該施設における廃棄物処理量に処理単価を乗じることで算定する。

年効果額＝事業実施計画の廃棄物処理量×事業実施計画の処理単価

- (注) i 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算定すること。  
 ii 処理単価は、事業実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(シ) その他の効果

(ア) から (サ) までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

- a 上記の効果と重複していないこと。  
 b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額＝既存施設の取得価格×①残存率

①残存率：（耐用年数－使用年数）÷耐用年数

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i：割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数

n：総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数＝①事業費の合計÷②年事業費の合計

①事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

②年事業費の合計：年事業費を合計する。

工種名（施設、機械）	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②＝①／③
〇〇	①	③	②
△△	：	：	：
××	①’	③’	②’
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。）を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)のアの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k = ②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削 減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労 働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤ + ⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減光 熱動力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削 減光熱動力費 $① \times ②$ (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
合計					

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設運営
-----------

に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費				②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)	年効果額 (③'+④) × k - ⑤ (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)				
合 計								

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同設運営 に係る諸資材費 (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 (①+②) × k - ③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設 の維持管理費 (千円)

v コスト節減効果計

(単位：千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 農業廃棄物の処理に係るコストの節減効果  
(農業廃棄物処理施設の場合)



合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

③' 削減額計

⑥' 増加額計

d 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付)規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積(ha)	②規模階層別平均作業コスト(円/10a)	③事業実施前の作業コスト①×②(千円)	④作業委託等予定面積(ha)	⑤作業受託等予定面積(ha)	⑥事業実施後の各規模階層の作業面積計①-④+⑤(ha)	⑦事業実施後の作業コスト②×⑥(千円)	年効果額③'×k-⑦'(千円)
○ha未満								
○~○ha								
○ha以上								
合計								

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付)規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積(ha)	②規模階層別平均作業コスト(円/10a)	③事業実施前の作業コスト①×②(千円)	④事業実施後の各規模階層作業面積計(ha)	⑤事業実施後の作業コスト④×②(千円)	年効果額③'×k-⑤'(千円)
○ha未満						
○~○ha						
○ha以上						
合計						

③' 事業実施前の作業コスト計 ⑤' 事業実施後の作業コスト計

e 生産コスト節減効果計

(単位:千円)

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b 農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	
c 導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	
d 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg. 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg. 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果  
（種子種苗生産関連施設の場合）

作目	①品種転換時 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①×② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

c 処理加工施設による品質向上効果  
i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額  ①×② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額  ③－⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。  
 ※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額  ①×② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額  ③－⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。  
 ※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

d 品質向上効果計

(単位：千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
b 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	
c 処理加工施設による効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作付面積(ha)	単収(kg/10a)	⑤事業実施前	⑥事業実施後	⑦増加生産	⑧事業実施前	⑨所得率	⑩生産コスト節減効果(労働費)との重複	年効果額
----------	------------	--------	--------	-------	--------	------	---------------------	------

作目	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)	生産量	の生産量	量	平均販売単価		⑪重複労働 時間	⑫労賃単価	⑪×⑫	⑦×⑧ ×⑨-⑩
					①×③ (kg)	②×④ (kg)	⑥-⑤ (kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果  
（種子種苗生産関連施設の場合）

作目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①×④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤×⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③-②			
合計							

③の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

c 生産力増加効果計

(単位：千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果	
計	

(エ) 物流合理化効果

a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）に係る輸送費の増減

作目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) ( kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) ( kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	年効果額  (①×②×k - ③×④)  (千円)
合計						

b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作目	①事業実施後 処理量 ( t)	②バラ出荷 比率 (%)	③バラ出荷 量 ①×② ( t)	④個袋入出庫 賃金単価 (円/ t)	⑤フレコン又は 純バラ入出庫賃 金単価 (円/ t)	⑥賃金単価 差額 ④-⑤ (円/ t)	⑦入出庫費低 減額 ③×⑥ (千円)	⑧事業実施後 貯蔵量 ( t)	⑨倉庫作業賃 金単価 (円/ t)	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧×⑨ (千円)	年効果額  (⑦+⑩) (千円)

c 物流合理化効果計

(単位：千円)

a 輸送費低減効果	
b 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	
計	

(オ) 副産物算出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物 を販売していた場合の収益  (千円)	②販売予定数量  ( t)	③販売予定単価  (千円/ t)	年効果額  ②×③-① (千円)
合計				

(カ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作付面積 (ha)	④事業実施	⑤減少生	⑥事業実施	⑦所得率	⑧生産コスト節減効果 (労働費) との重複	年効果額

作目	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①-②	前の単収 (kg/10a)	産量 ③×④ (kg)	前販売単価 (円/kg)		⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨×⑩ (千円)	(⑤×⑥×⑦-⑧) (千円)
合計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力維持効果計

(単位：千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(キ) 被害防止生産安定効果

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果  
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作目	事業実施前の被害の状況					事業実施後の被害の見込み				年効果額 ⑥-⑨ (千円)
	①被害により出荷出来なくなった量 (t)	②事業実施前の平均販売価格 (千円/t)	③被害により品質低下して出荷した量 (t/年)	④③の被害による平均販売単価下落額 (千円/t)	⑤事業実施前10年間における気象災害の割合 (%)	⑥事業実施前の被害額 (①×②+③×④)×⑤ (千円)	⑦被害により出荷できなくなる量 (t/年)	⑧被害により品質低下して出荷する量 (t/年)	⑨事業実施後の被害額 (⑦×②+⑧×④)×⑤ (千円)	
合計										

b 被害防止生産安定効果計

(単位：千円)

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	
計	

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/年)	年効果額 ③=①-② (千円)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


b 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/人・日)	年効果額 ③=①-② (日)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


c 雇用創出効果計

(単位：千円)

a 農家雇用創出効果	
b 雇用機会増加効果	
計	

(ケ) 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (②-①)×③ (千円)
計					

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


(コ) 有機物生産量増加効果

項目	計算式	数量	単位	備考(算出根拠)
事業実施後有機物製造量	①		t	事業計画資料より
事業実施有機物製造量	②		t	事業計画資料より
有機物製造増加量	③=①-②		t	
地域内販売単価	④		円/t	事業計画資料より
維持管理費	⑤		円	事業計画資料より
有機物生産量増加効果額	⑥=③×④-⑤		千円	

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含み、事業内容に応じて有機物の種類を記入する。

(サ) 地域生活環境改善効果

a 衛生水準向上効果

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜排せつ物(廃棄物) 当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	定数
家畜排せつ物(廃棄物) 量	②		t	事業計画資料より
衛生水準向上効果額	③=①×②		千円	

注：民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

b 水質保全効果

項目	計算式	数量	単位	備考(算出根拠)
経産牛	①		頭	事業計画資料より
ふん尿量	②		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
育成牛	③		頭	事業計画資料より
ふん尿量	④		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
〇〇〇	⑤		頭	事業計画資料より
ふん尿量	⑥		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
年間窒素発生量	⑦=①×②+③×④+⑤×⑥		kg/年	
流失比率	⑧	50	%	定数
処理必要N量	⑨=⑦×⑧		kg/年	
窒素浄化単価	⑩	4,700	円/kg	定数
水質保全効果額	⑪=⑨×⑩		千円/年	

c 地域生活環境改善効果計

(単位：千円)

a 衛生水準向上効果	
b 水質保全効果	
計	

(シ) 廃棄物処理費節減効果

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
廃棄物処理費	①		t	事業計画資料より
処理単価	②		円/t	事業計画資料より
廃棄物処理節減効果額	③=①×②		千円/年	

注1：生ゴミ、食品残さを一体的に処理する場合に算出すること。

注2：処理単価は、実地地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(ス) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位：千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位：千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト節減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 物流合理化効果	
オ 副産物産出効果	
カ 生産力維持効果	
キ 被害防止生産安定効果	
ク 雇用創出効果	
ケ 地域関連産業波及効果	
コ 有機物生産量増加効果	

サ 地域生活環境改善効果	
シ 廃棄物処理費節減効果	
ス その他効果	
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計 I				
推進事業に係る経費 II				
その他 (設計書、工事雑費) III				
合 計 (I + II + III)				
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' /③' =			年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	千円
うち整備事業に係るもの	千円
うち推進事業に係るもの	千円
②年総効果額	千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等 (自力施行含む。)) と	千円/年(本事業の総事業費)

一体的に施行する場合の補正)	本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)	
③総合耐用年数	年	
④還元率		割引率 0.04
⑤妥当投資額 ②/④	千円	
⑥廃用損失額	千円	
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①		

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2 のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
土地利用型作物（稲） （新規需要米を除く。 以下同じ。）	育苗施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	乾燥調製施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	農産物処理加工施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	集出荷貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	産地管理施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
土地利用型作物（新規 需要米） （新規需要米は、輸出 用米など新市場等を 開拓する米をいう。以 下同じ。）	育苗施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	乾燥調製施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	農産物処理加工施設	A12	A13	A17											
	集出荷貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	産地管理施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	用土等供給施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	生産技術高度化施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	種子種苗生産関連施設	A12	A13	A14	A15	A16									
有機物処理・利用施設	A12	A13	A18												
土地利用型作物（麦）	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B6	B9	B10							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B6	B7	B9	B10						
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B6	B7	B9	B10						
	生産技術高度化施設	B1	B2	B3	B4	B6	B7	B8	B9	B10					
土地利用型作物（豆 類）	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C7									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	農産物処理加工施設	C1	C2	C3	C6	C7	C8	C9							
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	産地管理施設	C1	C2	C3	C4	C7									
	生産技術高度化施設	C1	C2	C3	C4	C7									
土地利用型作物（子実 用とうもろこし）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	集出荷貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	産地管理施設	D1	D2	D3	D4	D5									
土地利用型作物（稲、 麦（大麦、裸麦及び小 麦をいう。以下同じ。） 及び豆類（大豆、雑豆 及び落花生をいう。以 下同じ。）の種子）	乾燥調製施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			



	農業廃棄物処理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12						
野菜	育苗施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
	農産物処理加工施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8								
	集出荷貯蔵施設	L1	L2	L4	L5	L6	L7	L8	L12								
	産地管理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
	農作物被害防止施設	L2	L6	L7	L9	L10	L11										
	生産技術高度化施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11	L12	L13					
	種子種苗生産関連施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
	有機物処理・利用施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6										
	農業廃棄物処理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
花き	育苗施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11							
	農産物処理加工施設	M1	M2	M3	M5	M6	M7	M8									
	集出荷貯蔵施設	M1	M2	M4	M5	M6	M7	M8	M12								
	産地管理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M9							
	用土等供給施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8								
	農作物被害防止施設	M2	M6	M8	M9	M10	M11										
	生産技術高度化施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11	M12	M13					
	種子種苗生産関連施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11							
	有機物処理・利用施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7									
	農業廃棄物処理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11							
環境保全型農業 (注) 1	育苗施設	N2	N3														
	用土等供給施設	N1	N2														
	農作物被害防止施設	N2	N3														
	種子種苗生産関連施設	N2	N3														
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	N1	N2														
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	N1	N2	N4													
国産原材料サプライ チェーン構築 (注) 2 (注) 3	育苗施設	01	02														
	乾燥調製施設	01	02														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	01	02														
	農産物処理加工施設	01	02														
	集出荷貯蔵施設	01	02														
	産地管理施設	01	02														
	農作物被害防止施設	01	02														
	種子種苗生産関連施設	01	02														
農畜産物輸出に向けた体制整備 (注) 5	耕種作物産地基幹施設整備	03	04	05													

(注) 1：環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、類別 N4 を必須とし、類別 N1 又は N2 の中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

2：新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援の取組を実施する場合、食料システム構築計画等の到達目標に「計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかを 10% 以上拡大」又は「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

3：ストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合は B5 を、豆類を保管する場合は C5 を必須とする。なお、B5、C5 はストックセンターを整備する場合のみ選択することができることとする。



	<p>について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>について、その取扱量の割合が10.0%以上。</p> <p>40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  32.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント  25.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント  17.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  10.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について</li> <li>① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・5ポイント</li> <li>② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・4ポイント</li> <li>③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・3ポイント</li> <li>④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・2ポイント</li> <li>⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A5の現況値を選択することはできない。</p>
A2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 a 当たり物財費を1%以上削減。</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の10 a 当たり物財費について</li> <li>都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul>
A3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。</li> <li>26%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>22%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の10 a 当たり労働時間について</li> <li>都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul>
A4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3）より改善されているとともに、タンパク値（%）について分析結果が0.1ポイント以上低下。</li> <li>0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。</li> <li>0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>

	<p>0.2ポイント以上・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・2ポイント</p>	
A5	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする)</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。</p> <p>38.0%以上・・・5ポイント 29.8%以上・・・4ポイント 21.5%以上・・・3ポイント 13.3%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について、</p> <p>① 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに90%以上・・・5ポイント ② 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに80%以上・・・4ポイント ③ 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・3ポイント ④ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・2ポイント ⑤ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)で70%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A1の現況値を選択することはできない。</p>
A6	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上増加又は増加した結果取り組む面積の割合が100%に到達・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。</p> <p>60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント</p>
A7	<p>・以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者(1)から(4)までの認定等を受けている農業者の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>(1)有機JAS認定 (2)特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証 (3)環境負荷低減事業活動実施計画 (4)特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。</p> <p>35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>

	<p>類別A6の成果目標を選択することはできない。</p>	
A8	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  8ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  7ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・10ポイント  4割以上削減・・・・・・・・8ポイント  3割以上削減・・・・・・・・6ポイント  2割以上削減・・・・・・・・4ポイント  1割以上削減・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上。</p> <p>80%以上・・・・・・・・5ポイント  70%以上・・・・・・・・4ポイント  60%以上・・・・・・・・3ポイント  50%以上・・・・・・・・2ポイント  40%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
A9	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※1の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※1の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※1（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。</p> <p>※2 一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A10の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・5ポイント  4%以上・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・3ポイント  2%以上・・・・・・・・2ポイント  1%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
A10	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。</p>

	<p>12ポイント以上・・・8ポイント  9ポイント以上・・・6ポイント  6ポイント以上・・・4ポイント  3ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※ 一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A9の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>15%以上・・・5ポイント  12%以上・・・4ポイント  9%以上・・・3ポイント  6%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p>
	<p>A11 ・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント  8ポイント以上・・・8ポイント  6ポイント以上・・・6ポイント  4ポイント以上・・・4ポイント  2ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※ 育苗施設については、密播育苗の導入を行う場合に限り、本成果目標の選択が可能。</p>	<p>・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・5ポイント  4%以上・・・4ポイント  3%以上・・・3ポイント  2%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
土地利用型作物（新規需要米）	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <p>・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント</p> <p>・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント</p> <p>・事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の②を選択する場合は、本項目は選べない）</p> <p>①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・5ポイント</p> <p>②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・3ポイント</p>	
	<p>A12 ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・10ポイント  10ポイント以上・・・8ポイント  8ポイント以上・・・6ポイント  6ポイント以上・・・4ポイント  4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上・・・5ポイント  6.5%以上・・・4ポイント  5.0%以上・・・3ポイント  3.5%以上・・・2ポイント  2.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※1）・・・5ポイント</p> <p>※1 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別03の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p> <p>※2 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A13及びA18の同現況値を選択することはできない。</p>
	<p>A13 ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・5ポイント  35ポイント以上・・・4ポイント  30ポイント以上・・・3ポイント  25ポイント以上・・・2ポイント  20ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>50%以上・・・5ポイント  40%以上・・・4ポイント  30%以上・・・3ポイント  20%以上・・・2ポイント  10%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的</p>

	<p>たつて、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合</p> <p>(a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>(a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>(a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A18の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合 (※2) ・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別03の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p> <p>※3 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A12及びA18の現況値を選択することはできない。</p>
A14	<p>・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85.0%以下・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>87.5%以下・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>90.0%以下・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>92.5%以下・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>95.0%以下・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A16の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の水稲について</p> <p>10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント</p> <p>1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント</p>
A15	<p>・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。</p> <p>65%以下・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>70%以下・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>75%以下・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>80%以下・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>85%以下・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント</p> <p>1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント</p>
A16	<p>・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85.0%以下・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>87.5%以下・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>90.0%以下・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>92.5%以下・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>95.0%以下・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A14の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>60kg当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・ 2 ポイント</p> <p>1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント</p>
A17	<p>・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当りに換算）が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>125%以上・・・・・・・・ 8ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について</p> <p>前年から増加・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>取組開始年から増加・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有してい</p>

		100%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント
	A18	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の年平均単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 115%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 105%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A13の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・ 5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・・・・・ 5ポイント ※1 栽培試験の結果が事業実施地区の年平均単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別03の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。 ※3 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A12及びA13の現況値を選択することはできない。
土地利用型作物（麦）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、施設の利用期間の異なる複数品種又は麦種による作付体系へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合。なお、この場合、作付面積比率が5ポイント以上上昇することとする。 ・・ 5ポイント ※作付面積比率＝A/B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・事業対象作物について、JGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント ・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2つ以上取り組む場合・・・・・・・・・・ 3ポイント		
	B1	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	B2	・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント	・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	B3	・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質の含量について、基準値範囲内の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント	・事業実施地区においてタンパク質含量を測定し、栽培管理に反映している場合・・・・・・・・ 5ポイント 又は、 ・適正なタンパク質含量の小麦生産への取組として、

	<p>6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量について、目標値基準値範囲の割合が65%以上に設定する場合、かつ、増加する場合・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>※基準値は以下のとおりとする。</p> <p>日本麺製造用9.7～11.3% パン又は中華麺製造用11.5～14.0% 醸造用11.5%以上</p>	<p>以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①実需者と品質向上に関する意見交換等を行っている。</p> <p>②産地でタンパク質含量の適正化に向けた検討会を開催している。</p> <p>③生育診断の結果を基に追肥を行っている。</p> <p>④土壌診断の結果を基に施肥設計を行っている。</p> <p>⑤その他各都道府県が指導しているタンパク質含量の適正化に資する取組を行っている。</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち⑤を選択した場合は、類別B9の現況値のうち、その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組を選択することはできない。</p>
B4	<p>・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の10a当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p>
B5	<p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・・・6ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある。</p> <p>②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている。</p> <p>③麦・大豆国産化プランを策定している。</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
B6	<p>・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
B7	<p>・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上</p>	<p>・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p>

		<p>増加かつその取組面積を70%以上確保。</p> <p>20.0ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>17.5ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>15.0ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>12.5ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>75%以上・・・4ポイント</p> <p>70%以上・・・3ポイント</p> <p>65%以上・・・2ポイント</p> <p>60%以上・・・1ポイント</p>
	B8	<p>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・10ポイント</p> <p>12%以上・・・8ポイント</p> <p>9%以上・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。</p> <p>107.0%以上・・・5ポイント</p> <p>105.5%以上・・・4ポイント</p> <p>104.0%以上・・・3ポイント</p> <p>102.5%以上・・・2ポイント</p> <p>101.0%以上・・・1ポイント</p>
	B9	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。</p> <p>15.0ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>12.5ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>7.5ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5.0ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上・・・5ポイント</p> <p>75%以上・・・4ポイント</p> <p>70%以上・・・3ポイント</p> <p>65%以上・・・2ポイント</p> <p>60%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・5ポイント</p> <p>3つ以上取り組んでいる場合・3ポイント</p> <p>1つ以上取り組んでいる場合・1ポイント</p> <p>・病害虫耐性の強い新品種への転換</p> <p>・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成</p> <p>・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映</p> <p>・弾丸暗きょ施工等排水対策の徹底</p> <p>・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化</p> <p>・赤かび病等の防除の徹底</p> <p>・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</p>
	B10	<p>・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあつては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。</p>	<p>・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。</p> <p>10.0%以上・・・5ポイント</p> <p>8.0%以上・・・4ポイント</p> <p>6.0%以上・・・3ポイント</p> <p>4.0%以上・・・2ポイント</p> <p>2.0%以上・・・1ポイント</p>
土地利用型作物（豆類）	C1	<p>・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2等）比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。</p> <p>35ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率（前7中5）が40%以上。</p> <p>60%以上・・・5ポイント</p> <p>55%以上・・・4ポイント</p> <p>50%以上・・・3ポイント</p> <p>45%以上・・・2ポイント</p> <p>40%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・5ポイント</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</li> <li>5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3つ以上取り組んでいる場合・・・3ポイント</li> <li>1つ以上取り組んでいる場合・・・1ポイント</li> <li>・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換</li> <li>・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成</li> <li>・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映</li> <li>・弾丸暗きょ施工等の排水対策の徹底</li> <li>・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化</li> <li>・雑草防除や中耕培土等の雑草対策</li> <li>・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</li> </ul>
C2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。）</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>20%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。</li> <li>①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること）</li> <li>②複数年契約</li> <li>③事前値決め契約</li> <li>④実需者との産地交流会の開催</li> <li>⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証</li> <li>⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組</li> <li>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（直近7中5）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（直近7中5）と比較して3ポイント以上高い。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> <li>又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。</li> <li>①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること）</li> <li>②複数年契約</li> <li>③事前値決め契約</li> <li>④実需者との産地交流会の開催</li> <li>⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証</li> <li>⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組</li> <li>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
C3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。</li> <li>127.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>114.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
C4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。</li> <li>45%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>35%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>

C5	<p>・最も保管料が少ない月における施設の占有率が40%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・10ポイント  55%以上・・・・・・・・・・8ポイント  50%以上・・・・・・・・・・6ポイント  45%以上・・・・・・・・・・4ポイント  40%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント  18%以上・・・・・・・・・・8ポイント  15%以上・・・・・・・・・・6ポイント  13%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある。</p> <p>②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている。</p> <p>③麦・大豆国産化プランを策定している。</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント  2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント  1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
C6	<p>・フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での集出荷数量が10%以上増加</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・10ポイント  40%以上・・・・・・・・・・8ポイント  30%以上・・・・・・・・・・6ポイント  20%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・新たにフレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態に取り組む場合、出荷数量に占める割合が10%以上向上。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント  25%以上・・・・・・・・・・8ポイント  20%以上・・・・・・・・・・6ポイント  15%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での出荷数量割合が30%以上</p> <p>②在庫管理システムやトラック予約システム、大型トラックの入場スペースの確保等の取組を行っている</p> <p>③産地、実需者、集荷団体等で物流合理化に関する意見交換を行っている</p> <p>④麦・大豆国産化プランを策定している</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント  2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント  1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
C7	<p>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。</p>	<p>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5.0%以上。</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント  7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
C8	<p>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント  45%以上・・・・・・・・・・4ポイント  40%以上・・・・・・・・・・3ポイント  35%以上・・・・・・・・・・2ポイント  30%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
C9	<p>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。</p>

		割合) が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・2ポイント	70%以上・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（子実用とうもろこし）	D1	・作付面積が事業開始前年と比較して5%以上増加。 25%以上・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（複数年平均）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・1ポイント
	D2	・単収が事業開始前年と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における直近（複数年）の平均単収が地域の平均単収と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
	D3	・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。 ・子実収量が高い品種 ・耐倒伏性の高い品種 ・既存の作付品種より後に育成された品種（子実用とうもろこしの栽培にとっての合理的な理由が明確であること） 35ポイント以上・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・2ポイント	・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・1ポイント
	D4	・労働生産性を2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
	D5	・販売金額を3%以上増加。 11%以上増加・・・・・・10ポイント 9%以上増加・・・・・・8ポイント 7%以上増加・・・・・・6ポイント 5%以上増加・・・・・・4ポイント 3%以上増加・・・・・・2ポイント	・販売金額が過去（複数年平均）と比較して1%以上増加。 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（稲、麦及	E1	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の合格率が4ポイント以上向上。	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数

び豆類の種子)		20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント又は合格率が100%・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
	E2	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産面積が3ha以上増加。 15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。 15ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ha以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	E3	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35h未満・・・・・・・・・・5ポイント 38h未満・・・・・・・・・・4ポイント 41h未満・・・・・・・・・・3ポイント 44h未満・・・・・・・・・・2ポイント 47h未満・・・・・・・・・・1ポイント <麦> 6.0h未満・・・・・・・・・・5ポイント 6.5h未満・・・・・・・・・・4ポイント 7.0h未満・・・・・・・・・・3ポイント 7.5h未満・・・・・・・・・・2ポイント 8.0h未満・・・・・・・・・・1ポイント <大豆> 12h未満・・・・・・・・・・5ポイント 13h未満・・・・・・・・・・4ポイント 14h未満・・・・・・・・・・3ポイント 15h未満・・・・・・・・・・2ポイント 16h未満・・・・・・・・・・1ポイント
	E4	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・・・5ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・4ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・3ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・2ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント <麦>

		<p>45,000円未満・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>48,000円未満・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>50,000円未満・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>53,000円未満・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>55,000円未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>&lt;大豆&gt;</p> <p>35,000円未満・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>38,000円未満・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>40,000円未満・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>43,000円未満・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>45,000円未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
E5	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上又は種子更新率が100% ・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。</p> <p>5年・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>4年・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3年・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2年・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>1年・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
E6	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
E7	<p>・①から③までのうちいずれかひとつの取組を選択する。</p> <p>①稲、麦及び豆類の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。</p> <p>10歳以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>8歳以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>6歳以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>4歳以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>2歳以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>②稲、麦及び豆類の種子生産者を2名以上増加させる。</p> <p>10名以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>8名以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>6名以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>4名以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>2名以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>③稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。</p> <p>15ha以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>12ha以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>9ha以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>6ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3ha以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・①から④までのうちいずれかひとつの取組を選択する。</p> <p>①稲、麦及び豆類の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。</p> <p>55歳未満・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>60歳未満・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>65歳未満・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>②種子更新率が現状において70%以上。</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。</p> <p>3県以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>2県以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>1県以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>④稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
E8	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種が</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し</p>

		<p>ある場合はその合計)の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※(国研)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	<p>灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
	E9	<p>・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	E10	<p>・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント  4%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・2ポイント  1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	E11	<p>・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上増加又は増加した結果複数年契約を結んでいる割合が100%  ・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・5ポイント  25%以上・・・・・・・・・・4ポイント  20%以上・・・・・・・・・・3ポイント  15%以上・・・・・・・・・・2ポイント  10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(いも類)	F1	<p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・販売金額を4.8%以上増加。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント  19.2%以上・・・・・・・・・・8ポイント  14.4%以上・・・・・・・・・・6ポイント  9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。</p> <p>12.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  7.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント  4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント  2.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	F2	<p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・販売数量を4%以上増加。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント  16%以上・・・・・・・・・・8ポイント  12%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・5ポイント  8%以上・・・・・・・・・・4ポイント  6%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>

	8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別F1の成果目標を選択することはできない。	4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F3	<b>【でん粉原料用以外】</b> ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F4	<b>【でん粉原料用】</b> ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の 加重平均）を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途 の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金 算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F5	<b>【でん粉原料用】</b> ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
F6	<b>【でん粉原料用】</b> ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整 に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営 の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目 に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営 の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製 造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より 1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F7	<b>【共通】</b> ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と 比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F8	<b>【共通】</b> ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3 と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F9	<b>【共通】</b> ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より 1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F10	<b>【共通】</b> ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以 下。	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2% 以下。

		<p>下に抑制。</p> <p>0.1%以下・・・10ポイント</p> <p>2.7%以下・・・8ポイント</p> <p>4.5%以下・・・6ポイント</p> <p>6.3%以下・・・4ポイント</p> <p>8.1%以下・・・2ポイント</p>	<p>1.8%以下・・・5ポイント</p> <p>5.4%以下・・・4ポイント</p> <p>9.0%以下・・・3ポイント</p> <p>12.6%以下・・・2ポイント</p> <p>16.2%以下・・・1ポイント</p>
	F11	<p>【共通】</p> <p>・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）を5%以上低減。</p> <p>25%以上・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。</p> <p>50シスト以下・・・5ポイント</p> <p>55シスト以下・・・4ポイント</p> <p>60シスト以下・・・3ポイント</p> <p>65シスト以下・・・2ポイント</p> <p>70シスト以下・・・1ポイント</p>
	F12	<p>【共通】</p> <p>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>38ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>36ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>33ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>40%以上・・・5ポイント</p> <p>32%以上・・・4ポイント</p> <p>26%以上・・・3ポイント</p> <p>18%以上・・・2ポイント</p> <p>10%以上・・・1ポイント</p>
	F13	<p>【共通】</p> <p>・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。</p> <p>・事業実施年度の直近7中5平均の値が</p> <p>1.0%以下・・・5ポイント</p> <p>1.5%以下・・・4ポイント</p> <p>2.0%以下・・・3ポイント</p> <p>2.5%以下・・・2ポイント</p> <p>3.0%以下・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	G1	<p>・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。</p> <p>5%以上・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・1ポイント</p>
	G2	<p>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。</p> <p>5%以上・・・10ポイント</p> <p>4%以上・・・8ポイント</p>	<p>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。</p> <p>3.0%以上・・・5ポイント</p>

	<p>3%以上・・・6ポイント</p> <p>2%以上・・・4ポイント</p> <p>1%以上・・・2ポイント</p>	<p>2.5%以上・・・4ポイント</p> <p>2.0%以上・・・3ポイント</p> <p>1.5%以上・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・1ポイント</p>
G3	<p>・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。</p> <p>※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>45ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>35ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。</p> <p>40%以上・・・5ポイント</p> <p>35%以上・・・4ポイント</p> <p>30%以上・・・3ポイント</p> <p>20%以上・・・2ポイント</p> <p>10%以上・・・1ポイント</p>
G4	<p>・糖度が1%以上上昇。</p> <p>3.0%以上・・・10ポイント</p> <p>2.5%以上・・・8ポイント</p> <p>2.0%以上・・・6ポイント</p> <p>1.5%以上・・・4ポイント</p> <p>1.0%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。</p> <p>3.0%以上・・・5ポイント</p> <p>2.5%以上・・・4ポイント</p> <p>2.0%以上・・・3ポイント</p> <p>1.5%以上・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・1ポイント</p>
G5	<p>【てん菜】</p> <p>・10a 当たり労働時間を3%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>9%以上・・・8ポイント</p> <p>7%以上・・・6ポイント</p> <p>5%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・2ポイント</p> <p>【さとうきび】</p> <p>・10a 当たり労働時間を6%以上削減。</p> <p>15.0%以上・・・10ポイント</p> <p>14.5%以上・・・8ポイント</p> <p>14.0%以上・・・6ポイント</p> <p>10.0%以上・・・4ポイント</p> <p>6.0%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して1%以上短い。</p> <p>3.0%以上・・・5ポイント</p> <p>2.5%以上・・・4ポイント</p> <p>2.0%以上・・・3ポイント</p> <p>1.5%以上・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・1ポイント</p>
G6	<p>・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。</p> <p>40%以上・・・10ポイント</p> <p>35%以上・・・8ポイント</p> <p>30%以上・・・6ポイント</p> <p>25%以上・・・4ポイント</p> <p>20%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。</p> <p>5%以上・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・1ポイント</p>
G7	<p>・トン当たり製造コストを2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p>	<p>・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。</p> <p>5%以上・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・3ポイント</p>

		2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	G8	<p>・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を6ポイント以上増加</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	G9	<p>・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合を2ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※ただし、栽培面積のうち、現状のたい肥等有機物の活用面積割合が50%以上の地域にあっては1ポイント以上増加</p> <p>7.5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 4.5ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合が3%以上</p> <p>15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合が2%以上</p> <p>10%以上・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	G10	<p>・労働生産性を2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物（茶）	H1	<p>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>22%以上・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。</p> <p>38.0%以上・・・・・・・・5ポイント 29.3%以上・・・・・・・・4ポイント 20.5%以上・・・・・・・・3ポイント 11.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	H2	<p>・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。（なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>33以上・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・8ポイント 20以上・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>

		7以上・・・・・・・・・・2ポイント	
H3	<p>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。(なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。(なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。)</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>	
H4	<p>・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。(なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>	
H5	<p>・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。(なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>44%以上・・・・・・・・・・10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 18%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近の下級茶歩留指数が47以下。</p> <p>39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>	
H6	<p>・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。(なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。)</p> <p>24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・10a当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a当たりの単収に対して8%以上増加。(なお、単収被害とは、災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害とする。)</p> <p>24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。</p> <p>・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a当たりの単収の増加率が4%以上。</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>	

		8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
H7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約取引量指数を直近値より7以上増加。(なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。)</li> <li>35以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>28以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>21以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>14以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>7以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約取引量指数の直近値が7以上。</li> <li>42以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>33以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>25以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>16以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>7以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>	
H8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)</li> <li>40以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>33以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>25以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>18以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>10以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</li> <li>25以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>20以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>15以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>10以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>	
H9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。(なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。)</li> <li>13%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加(なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引回転時間当りに換算した値とする。)</li> <li>13%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>	
H10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。</li> <li>34%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>29%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>24%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>19%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。</li> <li>17%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>	
H11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産物1kg当たり燃油量を直近値の2%以上低減。(なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。)</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産物1kg当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上。(なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。)</li> <li>8%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>	

H12	<p>・産物1kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減。(なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>10%以上・・・10ポイント  8%以上・・・8ポイント  6%以上・・・6ポイント  4%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物1kg当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。(なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>5%以上・・・5ポイント  4%以上・・・4ポイント  3%以上・・・3ポイント  2%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
H13	<p>・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。(ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>23%以上・・・10ポイント  18%以上・・・8ポイント  13%以上・・・6ポイント  7%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。</p> <p>11%以上・・・5ポイント  9%以上・・・4ポイント  6%以上・・・3ポイント  4%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
H14	<p>・主要品種指数を直近値の2%以上低減。(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>34%以上・・・10ポイント  26%以上・・・8ポイント  18%以上・・・6ポイント  10%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要品種指数が75以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント  56以下・・・4ポイント  63以下・・・3ポイント  69以下・・・2ポイント  75以下・・・1ポイント</p>
H15	<p>・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。(なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>22以上・・・10ポイント  17以上・・・8ポイント  12以上・・・6ポイント  7以上・・・4ポイント  2以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。</p> <p>24以上・・・5ポイント  19以上・・・4ポイント  13以上・・・3ポイント  8以上・・・2ポイント  2以上・・・1ポイント</p>
H16	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上・・・10ポイント  40以上・・・8ポイント  35以上・・・6ポイント  30以上・・・4ポイント  25以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H17の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上・・・5ポイント  30以上・・・4ポイント  24以上・・・3ポイント  19以上・・・2ポイント  13以上・・・1ポイント</p>
H17	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。(なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント  20%以上・・・8ポイント  15%以上・・・6ポイント  11%以上・・・4ポイント  6%以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント  54以下・・・4ポイント  58以下・・・3ポイント  62以下・・・2ポイント  66以下・・・1ポイント</p>

		整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H16の成果目標を選択することはできない。	
	H18	<p>・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。</p> <p>100%・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・・・・6ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満</p> <p>1%未満・・・・・・・・・・5ポイント 5%未満・・・・・・・・・・4ポイント 9%未満・・・・・・・・・・3ポイント 14%未満・・・・・・・・・・2ポイント 19%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	H19	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物（いぐさ・畳表）	I1	<p>・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	I2	<p>・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	I3	<p>・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間を6%以上削減。</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	I4	<p>・一戸当たり作付面積を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	I5	<p>・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。</p> <p>28ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。</p> <p>11ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	I6	<p>・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。</p> <p>26ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>

		5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域 特産物（その 他）	J1	<p>・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。</p> <p>※カイクについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。</p> <p>※カイクについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	J2	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別I2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	J3	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別I1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	J4	<p>・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・10ポイント 60%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93%以下・・・・・・・・・・3ポイント 97%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。</p> <p>93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	J5	<p>・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>72%以下・・・・・・・・・・5ポイント</p>

	<p>15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>79%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・ 5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・ 3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul>
J6	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 25.0ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 20.0ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 20%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
J7	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
J8	<p>・薬たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・ 10ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・ 6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の薬たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
J9	<p>・単収を8%以上増加。 18.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 13.0%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加 30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> <li>・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い</li> </ul>

			<p>62.0%以上・・・5ポイント</p> <p>47.3%以上・・・4ポイント</p> <p>32.5%以上・・・3ポイント</p> <p>17.8%以上・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・1ポイント</p>
	J10	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。</p> <p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。</p> <p>25.0ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>22.5ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>20.0ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>17.5ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>15.0ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。</p> <p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。</p> <p>※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。</p> <p>40%以上・・・5ポイント</p> <p>34%以上・・・4ポイント</p> <p>28%以上・・・3ポイント</p> <p>22%以上・・・2ポイント</p> <p>16%以上・・・1ポイント</p>
	J11	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・10ポイント</p> <p>125%以上・・・8ポイント</p> <p>100%以上・・・6ポイント</p> <p>75%以上・・・4ポイント</p> <p>50%以上・・・2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。</p> <p>※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。</p> <p>112%以上・・・5ポイント</p> <p>106%以上・・・4ポイント</p> <p>100%以上・・・3ポイント</p> <p>94%以上・・・2ポイント</p> <p>88%以上・・・1ポイント</p>
	J12	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。</p> <p>35ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>28ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>22ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。</p> <p>50%以上・・・5ポイント</p> <p>45%以上・・・4ポイント</p> <p>40%以上・・・3ポイント</p> <p>35%以上・・・2ポイント</p> <p>30%以上・・・1ポイント</p>
果樹	K1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。</p> <p>16.0ポイント以上・・・5ポイント</p> <p>12.8ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>9.5ポイント以上・・・3ポイント</p> <p>6.3ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>3.0ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	K2	<p>・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>9ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。</p> <p>38.0%以上・・・5ポイント</p> <p>28.8%以上・・・4ポイント</p> <p>19.5%以上・・・3ポイント</p> <p>10.3%以上・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・1ポイント</p>
	K3	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント・・・10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・4ポイント</p>	<p>・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。</p> <p>24.0%以上・・・5ポイント</p> <p>18.8%以上・・・4ポイント</p> <p>13.5%以上・・・3ポイント</p> <p>8.3%以上・・・2ポイント</p>

	3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	3.0%以上・・・・・・・・1ポイント
K4	<p>・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別K6のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別K13のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
K5	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別K6の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
K6	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別K3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
K7	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K14の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・5ポイント 26.3%以上・・・・・・・・4ポイント 18.5%以上・・・・・・・・3ポイント 10.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
K8	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>

	<p>K9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出处の割合が1%以上。</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
	<p>K10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</li> <li>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	<p>K11</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。</li> <li>32%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>25%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>19%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</li> <li>40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K12の現況値を選択することはできない。</p>
	<p>K12</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</li> <li>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K11の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K11の現況値を選択することはできない。</p>
	<p>K13</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</li> <li>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	<p>K14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</li> <li>50%・・・・・・・・・・15ポイント</li> <li>40%・・・・・・・・・・12ポイント</li> <li>30%・・・・・・・・・・9ポイント</li> <li>20%・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>10%・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>

		類別K7の成果目標を選択することはできない。	
野菜	L1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>27%以上・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	L2	<p>・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。</p> <p>30.0%以上・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	L3	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a当たり収量を4%以上増加。</p> <p>20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別L5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別L10及び類別L12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>62.0%以上・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	L4	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。</p> <p>21%以上・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別L5の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コス</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>

		ト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択することはできない。	
L5	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</p> <p>41%以上・・・10ポイント 31%以上・・・8ポイント 21%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</p> <p>24.0%以上・・・5ポイント 18.8%以上・・・4ポイント 13.5%以上・・・3ポイント 8.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント</p>	
L6	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>33ポイント以上・・・10ポイント 26ポイント以上・・・8ポイント 19ポイント以上・・・6ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加</p> <p>70%以上・・・10ポイント 55%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 25%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L13の成果目標を選択することはできない</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上・・・5ポイント 37.3%以上・・・4ポイント 26.5%以上・・・3ポイント 15.8%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上 (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p>0.70%以上・・・5ポイント 0.59%以上・・・4ポイント 0.48%以上・・・3ポイント 0.37%以上・・・2ポイント 0.26%以上・・・1ポイント</p>	
L7	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。</p> <p>49%以上・・・5ポイント 38%以上・・・4ポイント 27%以上・・・3ポイント 16%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>	
L8	<p>・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>	
L9	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p>	
L10	<p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出</p>	

		<p>被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 19%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<p>荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>16.0%以上・・・5ポイント 12.8%以上・・・4ポイント 9.5%以上・・・3ポイント 6.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別L11の現況値を選択することはできない。</p>
	L11	<p>・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別L10の現況値を選択することはできない。</p>
	L12	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	L13	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・15ポイント 40%・・・12ポイント 30%・・・9ポイント 20%・・・6ポイント 10%・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
花き	M1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p>
	M2	<p>・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。</p> <p>① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育成家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体又はその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給して</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。</p> <p>38%以上・・・5ポイント 31%以上・・・4ポイント 24%以上・・・3ポイント 17%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント</p>

	<p>いる品種 ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	
M3	<p>・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別M5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別M12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・1ポイント</p>
M4	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・10ポイント  16%以上・・・・・・8ポイント  13%以上・・・・・・6ポイント  9%以上・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別M5の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・5ポイント  105%以下・・・・・・4ポイント  110%以下・・・・・・3ポイント  115%以下・・・・・・2ポイント  120%以下・・・・・・1ポイント</p>
M5	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>40%以上・・・・・・10ポイント  30%以上・・・・・・8ポイント  20%以上・・・・・・6ポイント  10%以上・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・5ポイント  105%以下・・・・・・4ポイント  110%以下・・・・・・3ポイント  115%以下・・・・・・2ポイント  120%以下・・・・・・1ポイント</p>
M6	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が2億円以上の場合、下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・10ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・1ポイント</p>

	<p>8ポイント・・・・・・・・・・8ポイント  6ポイント・・・・・・・・・・6ポイント  4ポイント・・・・・・・・・・4ポイント  2ポイント・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別M13の成果目標を選択することはできない。</p>	
M7	<p>・当該品目の全出荷量に占める積載効率の向上等に資  する出荷規格の割合を5ポイント増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める積載効率の向上  等に資する出荷規格の割合が、全国値に対して10%以上  高い。</p> <p>30%以上・・・・・・・・5ポイント  25%以上・・・・・・・・4ポイント  20%以上・・・・・・・・3ポイント  15%以上・・・・・・・・2ポイント  10%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
M8	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷  額の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、  本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸  出向け割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・5ポイント  20%以上・・・・・・・・4ポイント  15%以上・・・・・・・・3ポイント  10%以上・・・・・・・・2ポイント  5%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
M9	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、  外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害  を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5  ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要  取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上  高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
M10	<p>・当該品目の10a当たり収量が、事業実施前5年の被  害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上高い・・・・・・・・10ポイント  25%以上高い・・・・・・・・8ポイント  19%以上高い・・・・・・・・6ポイント  12%以上高い・・・・・・・・4ポイント  5%以上高い・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別M3及び類別M11の現況値を選択することはできな  い。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県  の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、  類別M11の現況値を選択することはできない。</p>
M11	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率  を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別M10の成果目標を選択することはできない。  ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場  合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県  の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、  類別M10の現況値を選択することはできない。</p>
M12	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を  3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位  収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・2ポイント</p>

		<p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	M13	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント</p> <p>40%・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>30%・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>20%・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
環境保全型農業	N1	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。</p> <p>30%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	N2	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（1）～（4）の認定等を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>（1）有機JAS認定</p> <p>（2）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証</p> <p>（3）環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（4）特定環境負荷低減事業活動実施計画。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合</p> <p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5%以上。</p> <p>40%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	N3	<p>・販売金額又は販売数量を3%以上増加。</p> <p>11%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。</p> <p>5%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	N4	<p>・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>70ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>55ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上</p> <p>10%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・1ポイント</p>

		<p>40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
国産原材料サプライチェーン構築	01	<p>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。  100%以上・・・・・・・・・・10ポイント  75%以上・・・・・・・・・・8ポイント  50%以上・・・・・・・・・・6ポイント  25%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。  なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全のお荷量を現状以上増加させることを前提とする。  50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  38ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  27ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一體的な取組を行っている。  協議会を組織して取り組んでいる  ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
	02	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。  5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  3.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  3.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合  60%以上・・・・・・・・・・5ポイント  55%以上・・・・・・・・・・4ポイント  50%以上・・・・・・・・・・3ポイント  45%以上・・・・・・・・・・2ポイント  40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
農畜産物輸出に向けた体制整備	03	<p>・以下の①の中の1つを選択するものとする。  ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合(※)  20%以上増・・・・・・・・・・10ポイント  15%以上増・・・・・・・・・・8ポイント  10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>また、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合(※)  5%以上・・・・・・・・・・10ポイント  4%以上・・・・・・・・・・8ポイント  3%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量(※)  10トン以上・・・・・・・・・・10ポイント  9トン以上・・・・・・・・・・9ポイント  8トン以上・・・・・・・・・・8ポイント  7トン以上・・・・・・・・・・7ポイント  6トン以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>※本成果目標を選択する取組主体事業計画は、別記2の第4の5のアの(1)の⑤の産地パワーアップ計画の成果目標との整合性を図ること。  ・上記に加え、以下の②から⑨までの1つ以上を選択できるものとする。  ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。  ②GAP認証等を取得していること・・・1ポイント  ③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得する</p>	<p>・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。  ①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・・・・・・・・5ポイント  ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。  (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等・・・・・・・・・・5ポイント  ③GAPについて、以下のいずれかであること  ・・・・・・・・・・4ポイント  ・GAP認証を取得していること。  ・GAP取得チャレンジシステムに則って生産し、第三者による確認を受けていること。  ④HACCP等認定を取得していること  ・・・・・・・・・・4ポイント  ⑤事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント  ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント  ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出</p>

		<p>こと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>④輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑤上記の②から④までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑥施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目目以降）</p> <p>・・・・・・・・（1か国につき）1 ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。</p> <p>ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑦輸出先国開催の商談会等に参加</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑧コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結する場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑨有機 J A S 認証を取得すること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	<p>に関する商談会等に参加したことがあること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>⑨コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>⑩有機 J A S 認証を取得していること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
	04	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を年平均1ポイント以上増加。</p> <p>3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>2.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント</p> <p>1.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>
	05	<p>・輸出先国・地域向けの生産に取り組む面積の割合を10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p>	<p>・事業の受益地区内において</p> <p>輸出先国・地域向けの栽培暦が策定されていること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>輸出先国・地域の基準に適合した生産体制が整備されていること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>（例）定期的な残留農薬分析の実施体制など</p>
共通	P1	<p>生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）を6%以上削減。</p> <p>10%以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>6%以上削減・・・・・・・・・・ 6 ポイント</p> <p>（※1）単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。</p> <p>（※2）耕種作物産地基幹施設の運営コストとする。</p> <p>※成果目標に別記2の第4の5の（1）のアの①を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>生産コスト（※1）又は集出荷コスト（※2）について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。</p> <p>10%以上下回る・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>6%以上下回る・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>2%以上下回る・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p>
	P2	<p>販売額又は所得額（※）を6%以上増加。</p> <p>10%以上増加・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>6%以上増加・・・・・・・・・・ 6 ポイント</p> <p>（※）原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。</p> <p>ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べて高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とする</p>	<p>販売額又は所得額（※）について、都道府県平均値より2%以上上回る場合</p> <p>10%以上上回る・・・・・・・・・・ 5 ポイント</p> <p>6%以上上回る・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>2%以上上回る・・・・・・・・・・ 3 ポイント</p>

		<p>こともできる。          ※成果目標に別記2の第4の5の(1)のAの②を設定する場合に選択できるものとする。</p>	
	P3	<p>労働生産性を6%以上向上。          10%以上向上・・・・・・・・・・10ポイント          6%以上向上・・・・・・・・・・6ポイント          ※成果目標に別記2の第4の5の(1)のAの⑥を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。          10%以上上回る・・・・・・・・5ポイント          6%以上上回る・・・・・・・・4ポイント          2%以上上回る・・・・・・・・3ポイント</p>
	P4	<p>受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。          30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント          25ポイント以上・・・・・・・・8ポイント          20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント          15ポイント以上・・・・・・・・4ポイント          5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント          ※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。          ※一つの取組において本成果目標を選択した場合は、類別N1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合。          30%以上・・・・・・・・5ポイント          25%以上・・・・・・・・4ポイント          20%以上・・・・・・・・3ポイント          15%以上・・・・・・・・2ポイント          5%以上・・・・・・・・1ポイント          ※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。</p>

3 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標標準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用※米、麦又は大豆等の乾燥調製、保管に係る施設	a1	<p>○施設の再編利用による利用率の向上          ・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。          ①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。          96%以上・・・・・・・・5ポイント          92%以上・・・・・・・・4ポイント          88%以上・・・・・・・・3ポイント          84%以上・・・・・・・・2ポイント          80%以上・・・・・・・・1ポイント          ②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。          30ポイント以上・・・・・・・・5ポイント          25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント          20ポイント以上・・・・・・・・3ポイント          15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント          10ポイント以上・・・・・・・・1ポイント          ③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。          7%・・・・・・・・5ポイント          6%・・・・・・・・4ポイント          5%・・・・・・・・3ポイント          4%・・・・・・・・2ポイント          3%・・・・・・・・1ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。          ①強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。          ・・・・・・・・5ポイント          ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。          100%以上・・・・・・・・5ポイント          95%以上・・・・・・・・4ポイント          90%以上・・・・・・・・3ポイント          85%以上・・・・・・・・2ポイント          80%以上・・・・・・・・1ポイント          ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。          ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。          5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント          0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント          5ポイント以下（低下）・・・1ポイント          ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。          ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。          ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合          ・・・・・・・・2ポイント          ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合</p>

		<p>・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上</p> <p>・・・・・・・・ 2ポイント</p>
a2	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>92%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>88%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>84%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取り組む場合</p> <p>①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合</p> <p>・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合</p> <p>・・・・・・・・ 3ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。</p> <p>・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）・・・ 3ポイント</p> <p>0ポイント以上（上昇）・・・ 2ポイント</p> <p>5ポイント以下（低下）・・・ 1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合</p> <p>・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合</p> <p>・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上</p> <p>・・・・・・・・ 2ポイント</p>
a3	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>92%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>88%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>84%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに取り組む場合</p> <p>①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。</p> <p>・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の</p>

	<p>・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>※作付面積比率=A/B</p> <p>A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計</p> <p>B：事業実施地区における麦作付面積</p> <p>②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>	<p>低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>0ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5ポイント以下（低下）・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>
a4	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>92%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>88%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>84%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかに取り組む場合</p> <p>（ただし、現況値より増加させる場合のみ選択できることとする。）</p> <p>①担い手への農地集積が60%以上</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）・・・・ 3ポイント</p> <p>0ポイント以上（上昇）・・・・ 2ポイント</p> <p>5ポイント以下（低下）・・・・ 1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>

			<p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上  ..... 2ポイント</p>
	a5	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上..... 5ポイント  92%以上..... 4ポイント  88%以上..... 3ポイント  84%以上..... 2ポイント  80%以上..... 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを取り組む場合（ただし、現状値より増加させる場合のみ選択できることとする。）</p> <p>①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合..... 5ポイント  ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合..... 3ポイント</p> <p>※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。</p> <p>①耕起・整地  ②播種・移植  ③収穫  ④乾燥・調製</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。  ..... 5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上..... 5ポイント  95%以上..... 4ポイント  90%以上..... 3ポイント  85%以上..... 2ポイント  80%以上..... 1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）..... 3ポイント  0ポイント以上（上昇）..... 2ポイント  5ポイント以下（低下）..... 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合  ..... 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合  ..... 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上  ..... 2ポイント</p>
集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）	b1	<p>・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上..... 10ポイント  95%以上..... 8ポイント  90%以上..... 6ポイント  85%以上..... 4ポイント  80%以上..... 2ポイント</p>	<p>・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。</p> <p>23ポイント以上（上昇）..... 5ポイント  15ポイント以上（上昇）..... 4ポイント  7ポイント以上（上昇）..... 3ポイント  1ポイント以下..... 2ポイント  9ポイント以下..... 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	c1	<p>・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。（ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>18以上..... 10ポイント  15以上..... 8ポイント  11以上..... 6ポイント  8以上..... 4ポイント  4以上..... 2ポイント</p>	<p>・施設稼働率指数が102以上。</p> <p>172以上..... 5ポイント  154以上..... 4ポイント  137以上..... 3ポイント  119以上..... 2ポイント  102以上..... 1ポイント</p>

	<p>c2</p> <p>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。(なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>22%以上・・・10ポイント  18%以上・・・8ポイント  14%以上・・・6ポイント  9%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。</p> <p>12%以上・・・5ポイント  10%以上・・・4ポイント  8%以上・・・3ポイント  5%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p>
	<p>c3</p> <p>・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。(なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>44%以上・・・10ポイント  36%以上・・・8ポイント  27%以上・・・6ポイント  18%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の下級茶歩留指数が47以下。</p> <p>39以下・・・5ポイント  41以下・・・4ポイント  43以下・・・3ポイント  45以下・・・2ポイント  47以下・・・1ポイント</p>
	<p>c4</p> <p>・契約取引指数を直近値より7以上増加。(なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。)</p> <p>35以上・・・10ポイント  28以上・・・8ポイント  21以上・・・6ポイント  14以上・・・4ポイント  7以上・・・2ポイント</p>	<p>・契約取引指数の直近値が7以上。</p> <p>44以上・・・5ポイント  35以上・・・4ポイント  26以上・・・3ポイント  16以上・・・2ポイント  7以上・・・1ポイント</p>
	<p>c5</p> <p>・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。</p> <p>24%以上・・・10ポイント  20%以上・・・8ポイント  16%以上・・・6ポイント  12%以上・・・4ポイント  8%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。</p> <p>18.0%以上・・・5ポイント  14.5%以上・・・4ポイント  11.0%以上・・・3ポイント  7.5%以上・・・2ポイント  4%以上・・・1ポイント</p>
	<p>c6</p> <p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>40以上・・・10ポイント  33以上・・・8ポイント  25以上・・・6ポイント  18以上・・・4ポイント  10以上・・・2ポイント</p>	<p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</p> <p>25以上・・・5ポイント  20以上・・・4ポイント  15以上・・・3ポイント  10以上・・・2ポイント  5以上・・・1ポイント</p>
	<p>c7</p> <p>・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。(なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。)</p> <p>15%以上・・・10ポイント  12%以上・・・8ポイント  9%以上・・・6ポイント  5%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。</p> <p>11%以上・・・5ポイント  8.5%以上・・・4ポイント  6%以上・・・3ポイント  3.5%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
	<p>c8</p> <p>・10a当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。</p> <p>18%以上・・・10ポイント  15%以上・・・8ポイント  12%以上・・・6ポイント  9%以上・・・4ポイント  6%以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p>	<p>・10a当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。</p> <p>11%以上・・・5ポイント  9%以上・・・4ポイント  7%以上・・・3ポイント  5%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・10ポイント</li> <li>29%以上・・・8ポイント</li> <li>24%以上・・・6ポイント</li> <li>19%以上・・・4ポイント</li> <li>14%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 18%以上・・・5ポイント</li> <li>15.3%以上・・・4ポイント</li> <li>12.5%以上・・・3ポイント</li> <li>9.8%以上・・・2ポイント</li> <li>7%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	c9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</li> <li>45以上・・・10ポイント</li> <li>40以上・・・8ポイント</li> <li>35以上・・・6ポイント</li> <li>30以上・・・4ポイント</li> <li>25以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント</li> <li>30以上・・・4ポイント</li> <li>24以上・・・3ポイント</li> <li>19以上・・・2ポイント</li> <li>13以上・・・1ポイント</li> </ul>
	c10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。(なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</li> <li>24%以上・・・10ポイント</li> <li>20%以上・・・8ポイント</li> <li>15%以上・・・6ポイント</li> <li>11%以上・・・4ポイント</li> <li>6%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・5ポイント</li> <li>42以下・・・4ポイント</li> <li>50以下・・・3ポイント</li> <li>58以下・・・2ポイント</li> <li>66以下・・・1ポイント</li> </ul>
	c11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要品種指数を直近値の2%以上低減。(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</li> <li>34%以上・・・10ポイント</li> <li>26%以上・・・8ポイント</li> <li>18%以上・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・5ポイント</li> <li>56以下・・・4ポイント</li> <li>63以下・・・3ポイント</li> <li>69以下・・・2ポイント</li> <li>75以下・・・1ポイント</li> </ul>
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	d1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。 8割以上・・・10ポイント</li> <li>7割以上・・・8ポイント</li> <li>6割以上・・・6ポイント</li> <li>5割以上・・・4ポイント</li> <li>3割以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。</li> </ul>
	d2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント</li> <li>10%以上・・・8ポイント</li> <li>8%以上・・・6ポイント</li> <li>5%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・2ポイント</li> </ul>	
	d3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・10ポイント</li> <li>2工場の廃止・・・8ポイント</li> <li>1工場の廃止・・・5ポイント</li> </ul>	
	d4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・6ポイント</li> </ul>	

		4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
d5	・再編後の工場の操業率が75%以上。 95%以上・・・・・・・・・・10ポイント 90%以上・・・・・・・・・・8ポイント 85%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 75%以上・・・・・・・・・・2ポイント		・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
d6	・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント		
d7	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント		
d8	・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント		

(注) 成果目標で「販売額」「所得額」の増加、「労働生産性」の向上を選択する場合、別記2第16の1の評価における価格補正については、別記2第16の2の価格補正に準じて行うものとする。

#### 4 都道府県加算ポイント

2又は3までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。ただし、2から4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
整備事業を実施する取組主体が策定する取組主体事業計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組主体事業計画を選択できることとする。 これらの取組主体事業計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が年間2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に別記2の第17の1のポイントを増減したポイントを超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。

#### 5 特別加算ポイント

2から4までに定めるポイントに加え、以下の（1）、（2）及び（3）に該当する場合はポイントを加算できるものとする。

特別加算ポイントの内容
<p>（1）整備事業の受益者の過半数が、割当内示日までに、革新計画の認定を受けている又は当該認定を受けることが確実であって、取組主体事業計画の内容が当該革新計画の内容と合致している場合には、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。</p> <p>地方農政局長等は、特別加算ポイントを与えられた取組主体事業計画が、当該ポイントに該当する配点基準の内容と異なる状況となったことで（地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除く。）、当該事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなった場合において、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、あらかじめ事業申請者から同意を得るものとする。</p>
<p>（2）地域計画について、産地パワーアップ計画に定める産地が所在する市町村の過半以上において、以下のア及びイの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）を策定している場合は、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。</p> <p>ア 農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。</p> <p>（ア） 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。</p> <p>（イ） 目標集積率が8割以上であること。</p> <p>ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。</p> <p>イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合</p> <p>地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>（ア） 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること</p> <p>（イ） 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること</p>
<p>（3）食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、農林水産大臣が認定した「安定取引関係確立事業活動計画」において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は、当該事業計画に1ポイント加算できるものとする。</p>

6 重点品目加算ポイント

輸出拡大が有望な品目及び輸入シェアの奪還が重要な品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、産地において輸出実績がある又は目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している取組（以下「輸出の取組」という。）である場合は、2から5までに定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

また、これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。

ただし、以下の「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。

重点品目加算ポイントの内容		
ポイント	重点品目 10ポイント	準重点品目 5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし	うめ、くり、キウイフルーツ、おうとう
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）

注：複合品目にかかる取組の場合にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。